

## ④こんなことは許されない

### ★強制労働の禁止

(労働基準法第5条)  
暴力や脅迫で、むりやり働かせようとするとする。



### ★中間搾取の排除

(労働基準法第6条、  
職業安定法第39・44条)  
手配料(紹介経費)を引かれる。



### ★強制貯金の禁止

(労働基準法第18条)  
貯金をしないと雇わないとか、やめてもらうといわれる契約。



### ★賠償予定の禁止

(労働基準法第16条)  
例えば「途中でやめたら賃金を下げる」などの契約。  
違約金等も禁止である。

